

令和2年度
(2020年度)

財政援助団体等監査結果報告

高崎市監査委員



第184-5号
令和2年10月30日

高崎市長 富岡賢治 様
高崎市議会議長 渡邊幹治 様
高崎市教育長 飯野眞幸 様

高崎市監査委員 田口幸夫
同 石井明
同 根岸赴夫
同 大竹隆一

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体監査及び公の施設に係る指定管理者監査

第2 監査の期間

令和2年8月3日から9月18日

第3 監査の対象

1 財政援助団体は、令和元年度において財政的援助を与えた団体の中から、次の団体を任意抽出した。

- (1) 高崎市国際交流協会
- (2) 上信電鉄 株式会社
- (3) 株式会社 三光ファーム
- (4) 長野堰広域協定運営委員会
- (5) 東日本旅客鉄道 株式会社
- (6) 公益財団法人 山田文庫
- (7) クラシェフーズ 株式会社

2 公の施設に係る指定管理者は、本市が公の施設について管理を指定している法人等の中から、1団体を任意抽出した。

- (1) 公益社団法人 高崎市シルバー人材センター

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査は、令和元年度に交付された補助金の執行が適正に行われたかを確認するため、あらかじめ提出された資料の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、対象団体に出向き、関係諸帳簿の調査を行うとともに、団体職員からの説明を求める等、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限に違反するものはないか。
- (9) 財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- (10) 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (11) 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- (12) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (13) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (14) 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は所在地に出向いて確認しているか。
また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

2 公の施設に係る指定管理者監査は、令和元年度において、施設管理業務等が関係法令、協定書等に沿って適正に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が適正に処理されているか等を確認するため、あらかじめ提出された協定書、事業計画書、事業報告書、出納関係諸帳簿等、関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、管理する施設に出向いて収支証拠書類等の調査を行うとともに、担当者からの説明を求める等、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- (4) 指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 個人情報保護に関して、必要な措置を講じているか。
- (6) 施設の管理に係る出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- (8) 経費節減は図られているか。
- (9) 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- (10) 指定管理者に関して、適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (11) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第5 監査の結果

対象団体について監査したところ、それぞれ補助目的、指定管理に係る関係法令、協定書等に沿っておおむね適正に処理され、運営されていることが認められた。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭で指導したので記述は省略する。

1 財政援助団体監査

(1) 高崎市国際交流協会

ア 補助金の名称

高崎市国際交流協会交付金

イ 事業の概要

市民の国際理解と魅力ある国際的なまちづくりに貢献する事業を市と連携して実施している。主な事業内容は以下のとおりである。

① 国際交流事業

・バトルクリーグ市交換学生事業 ・多言語情報発信事業 ・その他国際交流事業

② 国際化推進事業

・小中学生国際理解事業 ・国際友好促進事業

・Cool Takasaki 発信事業

③ 多文化共生事業

・国際交流の集い事業 ・地域づくり事業 ・日本語教室運営事業

・在住外国人生活支援事業 ・多文化共生ボランティア登録活用事業

④ 広報事業

ウ 補助目的

高崎市国際交流協会は、世界の多様な人々との交流を通じて、相互の国際理解と友情を深め、国際性豊かな人材の育成と多文化共生社会を実現し、地域社会の発展と世界平和に寄与することを目的としている団体であり、市の国際交流事業を、協会との連携により効果的に実施するため運営費にあたる交付金を補助している。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成 31. 4. 1 (変更) 令和元. 8. 14	平成 31. 4. 1 高崎市指令文化課 第 5 号 (変更) 令和元. 8. 19 高崎市指令文化課 第 43 号	高崎市 国際交流協会 会長 児玉正藏	15, 351, 000 円	平成 31. 4. 24 令和元. 9. 6

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(2) 上信電鉄 株式会社

ア 補助金の名称

地方鉄道事業補助金（鉄道基盤設備維持費補助金）

イ 事業の概要

上信電鉄は明治28年に設立され、明治30年に高崎駅から下仁田駅まで全33.7kmが開業した。大正13年には全線の電化により輸送力を増強し、県西地域の産業発展を牽引したが、モータリゼーションの進展や少子化、地場産業の衰退等に加え、鉄道路線に並行する高速道路の開通により、鉄道を取り巻く環境が急速に悪化し、輸送人員は昭和41年をピークに下がり続けている。そのため、群馬型上下分離方式の下、鉄道基盤設備維持費補助として、「線路保存費」「電路保存費」の全額、「車両保存費」の修繕費を県と沿線市町村が負担している。補助金額は当該年度実績に基づいて算出される。

ウ 補助目的

利用客の減少により経営困難な状況の中で、沿線住民の安全で安定的な移動手段を確保するため、公的支援を行うことにより上信線運行の継続を図る。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和元.10.10 (変更) 令和2.3.31	令和元.10.18 高崎市指令地域交 通課第8号 (変更) 令和2.3.31 高崎市指令地域交 通課第10号	上信電鉄 株式会社 代表取締役社長 木内幸一	12,174,000円	令和2.5.13

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(3) 株式会社 三光ファーム

ア 補助金の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

イ 事業の概要

自社生産及び協力農家が生産した糖度の高いトマトを使ったトマトジュースを生産することにより、農業者の所得拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図る。

- ① 自社等で生産したトマトを使用したトマトジュースの製造施設建設。
- ② トマトジュースの瓶、ラベルシール等のデザイン開発委託。

ウ 補助目的

農業者の所得の拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、農業者又は農業者及び商工業者の連携による6次産業化に資する取り組みを支援するもの。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和元. 5. 13	令和元. 6. 7 高崎市指令農林課 第12号	株式会社 三光ファーム 代表取締役 廣瀬光昭	12,000,000円	令和2. 2. 26

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(4) 長野堰広域協定運営委員会

ア 補助金の名称

多面的機能支払交付金事業補助金

イ 事業の概要

長野堰は、幹線水路が 8.6 k m、分岐された 4 水路の総延長が 17.1 k m に及ぶ農業生産や市民生活の基盤を築いている農業用水路である。

また、農業の二次的な機能である「国土の保全」、「水源のかん養」、「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」等の多面的機能の維持・管理を流域の集落及びその他団体が「長野堰広域協定」を結び草刈や水路の泥上げ作業、補修作業等を共同で行っている。

ウ 補助目的

近年全国的に農村地域の過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じている。

よって、共同活動に係る支援を行い、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されることを目的とし、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」、「多面的機能支払交付金実施要綱」、「多面的機能支払交付金実施要領」に基づき支援していくものである。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
平成 31. 4. 8 (変更) 令和元. 6. 21 (変更) 令和元. 8. 14	平成 31. 4. 26 高崎市指令田園整 備課第 1 号 (変更) 令和元. 7. 1 高崎市指令田園整 備課第 1-1 号 (変更) 令和元. 9. 24 高崎市指令田園整 備課第 1-2 号	長野堰広域協定 運営委員会 会長 大山善弘	18, 569, 672 円	令和元. 7. 17 令和 2. 2. 26

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(5) 東日本旅客鉄道 株式会社

ア 補助金の名称

駅ホームバリアフリー工事補助金（倉賀野駅内方線付き点状ブロック設備整備事業）

イ 事業の概要

倉賀野駅ホーム2面4線（約 958m）の警告ブロック等を内方線付き点状ブロック等に改良するものである。

- ① 施設名称 倉賀野駅
- ② 所在地 高崎市倉賀野町

ウ 補助目的

1日の乗降客数3,698人（2018年度）の倉賀野駅では、「移動円滑化の促進に関する基本方針」により、令和2年度までに内方線付き点状ブロック等の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備を目標としている。

そのため、利用者の転落防止及び接触事故の防止に効果的な「内方線付き点状ブロック」をホーム2面4線に設置するもの。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和元.5.13 (変更)	令和元.5.27 高崎市指令都市計 画課第15-2号 (変更)	東日本旅客鉄道 株式会社 執行役員 高崎支社長 木村法雄	4,000,000円	令和2.4.27
令和2.1.24 (変更)	令和2.1.31 高崎市指令都市計 画課第14号 (変更)			
令和2.3.23	令和2.3.26 高崎市指令都市計 画課第71号			

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(6) 公益財団法人 山田文庫

ア 補助金の名称

景観重要建造物補助金

イ 事業の概要

高崎市景観重要建造物として平成22年に指定された「山田文庫」について、経年に伴い劣化した部分の改修等を行うもの。具体的には、土蔵（東蔵）の外壁と内部の土壁が大きく崩れた部分の補修と茶室前の荒れてきた茶庭・茶門の改修を実施。

ウ 補助目的

景観法に基づき指定された景観重要建造物について、所有者等の責任において行い修繕、改修、修景等に係る経費の一部について補助することにより、本市の重要な景観資産としての価値を高め、良好な景観の形成を推進し、保全又は活用を図ることを目的とする。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和元. 6. 13 (変更) 令和元. 10. 25	令和元. 6. 26 高崎市指令景観室 第 16 号 (変更) 令和元. 10. 30 高崎市指令景観室 第 41 号	公益財団法人 山田文庫 理事長 吉村晴子	3,000,000 円	令和 2. 3. 30

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

(7) クラシェフーズ 株式会社

ア 補助金の名称

旧新町紡績所防災設備設置事業補助金

イ 事業の概要

重要文化財（建造物）である旧新町紡績所の工場本館ほか4棟は、現在生産工場として稼働、活用しており、消防法上義務付けられている防災設備が設置されているが、特に屋外消火栓設備は設置後50年が経過し、老朽化が進んでいる。それ以外の防災設備も重要文化財指定前に設置されたものであり、重要文化財の全体を包含できておらず、仕様も基準を満たしていない状態である。今後も生産工場として稼働していく予定であり、重要文化財を守るための防災設備の整備が必要であることから、補助金を交付し、消火栓設備や消防用受水槽等を整備するものである。

なお、本事業の対象となる旧新町紡績所は国の重要文化財であることから、国及び県補助金の交付も受けて事業を進めるものである。

ウ 補助目的

文化庁が行っている補助事業の1つとして、文化財（建造物）の防災・耐震対策がある。我が国の文化財の多くは木造であることから、防火対策は必須であり、特に火災の拡大を防ぐための消火栓設備等や近隣火災から護るためのドレンチャー、放水銃等といった初期消火、延焼防止設備の整備、更新を重点的に支援している。

また、地震大国である日本において、文化財価値の保存と人的安全性の確保が必要であることから、耐震予備診断、耐震診断に基づいた耐震対策工事を実施するなど、文化財的価値を損なわないようにしつつ耐震対策をすすめている。

エ 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和元.6.3 (変更) 令和元.10.8 (変更) 令和元.11.28 (変更) 令和2.3.19 (変更) 令和2.7.13	令和元.6.3 高崎市指令文化財 保護課第1-2号 (変更) 令和元.10.8 高崎市指令文化財 保護課第7号 (変更) 令和2.2.3 高崎市指令文化財 保護課第2号 (変更) 令和2.3.23 高崎市指令文化財 保護課第5号	クラシェフーズ 株式会社 代表取締役 社長執行役員 池田昇	11,172,000円	令和2.9.30

	(変更) 令和 2.7.27 高崎市指令文化財 保護課第 15 号			
--	--	--	--	--

オ 監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づいて監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていた。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 公益社団法人 高崎市シルバー人材センター

ア 代表者氏名

理事長 梅山喜美男

イ 指定管理施設の名称

井野駅東口自転車駐車場及び井野駅西口自転車駐車場

ウ 指定管理の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日

エ 指定管理の範囲

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る使用料の収納に関する業務
- ③ 管理施設等の維持管理に関する業務

オ 指定管理の目的

民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

カ 指定管理料

15,744,443円（令和元年度）

キ 監査の結果

関係法令、協定書等に基づき適正に管理・運営されており、指定管理の目的に沿った効果が認められた。